

○ 株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示（平成二十年九月金融庁・財務省・経済産業省告示第一号）

改 正 案	現 行
<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第二条 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（以下「規則」という。）第十九条第一号イに規定する主務大臣等が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一（略）</p>	<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第二条 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（以下「規則」という。）第十九条に規定する主務大臣等が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一（略）</p>
<p>2 規則第十九条第一号イに規定する主務大臣等が別に定める業務は、資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与（機械類その他の物品又は物件を使用させる業務を除く。）とする。</p>	<p>2 規則第十九条に規定する主務大臣等が別に定める業務は、資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与（機械類その他の物品又は物件を使用させる業務を除く。）とする。</p>